

失業給付・高年齢雇用継続給付の手続きをされた方へ

雇用保険による給付と 年金との調整について



平成10年4月1日以後に老齢厚生年金または退職共済年金の
受給資格を得た方が対象になります。

日本年金機構

◎年金請求の手続きのときには、年金請求書に雇用保険被保険者番号をご記入いただき、「雇用保険被保険者証」等を添付していただくことになります。

○年金請求書をご提出いただくときには、雇用保険被保険者番号を確認できる書類（「雇用保険被保険者証」等）を添付してください。

○老齢厚生年金の年金請求書をご提出いただく方のうち、事業主等で雇用保険被保険者番号がない方は、その事由書が必要です。

○船員保険から失業保険金を受ける方は、基礎年金番号のみをご記入ください。

◆記入例は、老齢厚生年金を受給できる方の場合ですが、退職共済年金を受給できる方も、雇用保険の被保険者番号を持っている方は、同様に雇用保険被保険者番号をご記入いただくことになります（年金請求書の様式は共済組合によって異なります）。

様式第7号
雇用保険被保険者証
〇〇〇 公共職業安定所長 見本

被保険者番号 5020-531256-3
氏名 ネンキン タロウ
生年月日(元号-年月日) 3/250402
元号(2 大正 3 昭和) 4 平成

【年金請求書(国民年金・厚生年金保険老齢給付)】(抜粋)

※基礎年金番号が交付されていない方は、①、②の「基礎年金番号」欄は記入の必要はありません。

請求者 ①基礎年金番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0
②生 年 月 日 大 3 (昭) 平 7 2 5 0 4 0 2
配偶者 ③基礎年金番号 2 4 6 8 0 1 3 5 7 9
④生 年 月 日 大 3 (昭) 平 7 2 7 0 6 1 5
⑤ 請求者の (フリガナ) ネンキン タロウ 性別 ⑥雇用保険被保険者番号(雇用保険被保険者証の交付を受けた方のみ左詰めで記入してください) 5 0 2 0 5 3 1 2 5 6 3
請求者の (氏) 年金 (名) 太郎 ⑦ 氏 名 氏 名 ⑧ 性別 男 女 ⑨ 年齢 1 2

◎老齢厚生年金または退職共済年金の受給権者の方が、失業給付または高年齢雇用継続給付を受けられる場合は、「老齢厚生・退職共済年金受給権者支給停止事由該当届」(以下「該当届」といいます)をご提出いただくことになります。
この届出をされないと年金の支払いが一時保留されますので、すみやかな届出をお願いします。
なお、「該当届」をご提出いただいた後、失業給付や高年齢雇用継続給付の所定給付日数の給付を受け終わった後、または受給期間が満了した後については届出の必要はありません。

【雇用保険受給資格者証】(抜粋)

① 支給番号	② 氏 名	③ 被保険者番号
〇〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇〇〇-〇	ネンキン タロウ	5020-531256-3
④ 性別 ⑤ 年齢 ⑥ 生 年 月 日 ⑦ 支払方法(金融機関コード-記号(口座)番号) ⑧ 求 職 番号 ⑨ 認 定 日	男 60 3-250402 〇〇〇〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇 〇型-月
⑩ 住 所 又 は 居 所		
杉並区高井戸西3-5-24		
⑪ 求職申込年月日 ⑫ 資格取得年月日 ⑬ 離職年月日 理由 ⑭ 受給期間満了年月日 ⑮ 基本手当日額	220410 440401 220331 2 230331 5,840	

【老齢厚生・退職共済年金受給権者支給停止事由該当届】(抜粋)

① 年金証書の基礎年金番号および年金コード	基 礎 年 金 番 号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 1 5 0 年 月 日 昭 和 2 5 0 4 0 2
② 生 年 月 日	昭 和 2 5 0 4 0 2
③ 雇用保険被保険者番号	5 0 2 0 5 3 1 2 5 6 3
④ あなたが申込みをされた給付または受けることとなった給付(該当する番号を○で囲んで下さい)	① 基本手当(船員保険法にあっては失業保険金) 2. 高年齢雇用継続基本給付金(船員保険法にあっては高年齢雇用継続基本給付金) 3. 高年齢再就職給付金(船員保険法にあっては高年齢再就職給付金)
⑤ ④の1に○をされた方は求職の申込みを行った年月日	平 成 2 2 0 4 1 0
⑥ ④の2または3に○をされた方はその給付の対象となり始めた年月	平 成
※ 支給停止 51	支給停止年月日 事由 事由 ※ 調整額 57 31 32 33 + -

【高年齢雇用継続給付支給決定通知書】(抜粋)

★高年齢雇用継続給付受給資格確認・否認通知書★(被保険者通知用)
高年齢雇用継続給付支給 **不支給決定通知書

被保険者番号	氏 名	性別	生 年 月 日	受給資格確認日
5020-531256-3	ネンキン タロウ	男	3-250402	220316
事業所番号	事業所コード	事業所名称	支給期間	
〇〇〇〇〇〇	9999-000001-0	149,985	2103-2603	
賞金月額	支払方法			
199,980	〇〇〇〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇〇			

高年齢雇用継続基本給付金を以下のとおり支給決定しましたので口頭届します。

通 知	支給対象月	賞金支払額	支給金額
	22年3月	143,333円	4,357円
	22年4月	143,333円	4,357円

1. 失業給付が受けられる方

「雇用保険受給資格者証」または「船員失業保険証(船員失業証明書)」を添付し、「該当届」の⑤欄の年月日を正確にご記入ください。

2. 高年齢雇用継続給付が受けられる方

「高年齢雇用継続給付支給決定通知書」または「高年齢雇用継続給付支給決定通知書」を添付し、「該当届」⑥欄の年月を正確にご記入ください。

◆記入例は、老齢厚生年金の受給権者が失業給付を受ける場合ですが、退職共済年金(旧三公社共済組合期間にかかるものを除く。)の受給権者の方は、同様の年金の支給停止事由該当届を各共済組合へご提出ください(支給停止事由該当届の様式は共済組合によって異なります)。

失業給付および高年齢雇用継続給付と年金との調整

○平成10年4月から、失業給付（雇用保険法の基本手当または船員保険法の失業保険金）を受けている間は、失業給付を優先させて、65歳未満の人に支払われる老齢厚生年金または退職共済年金を支給停止することになりました。

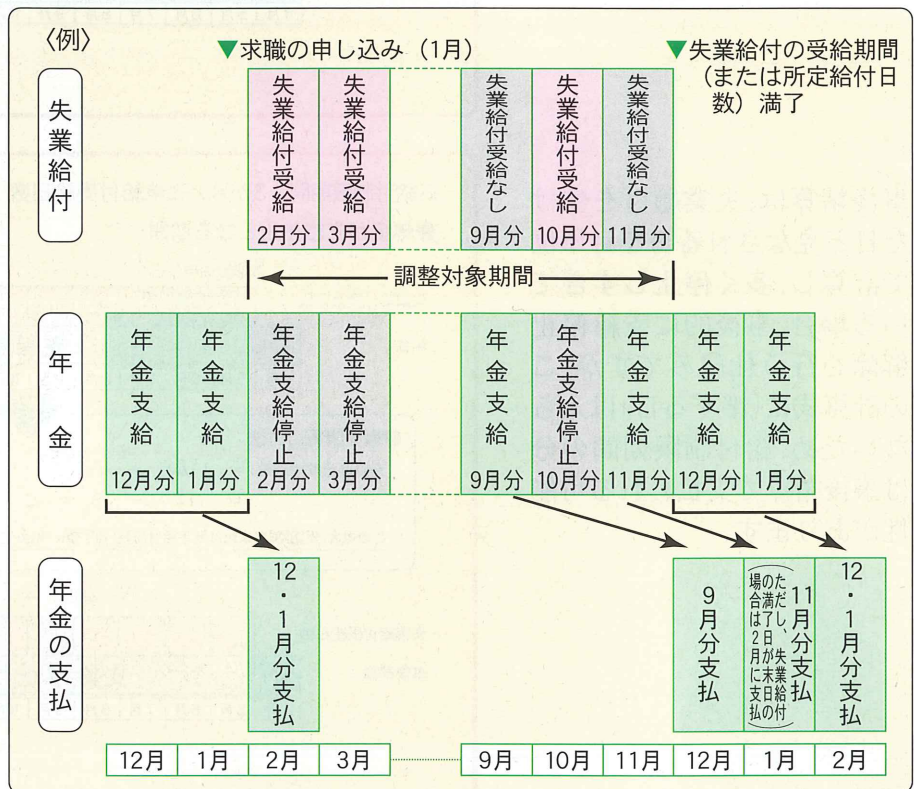
○また、平成10年4月から、高年齢雇用継続給付（雇用保険法の高年齢雇用継続基本給付金・高年齢再就職給付金または船員保険法の高年齢雇用継続基本給付金・高年齢再就職給付金）を受けている間は、65歳未満の方に支払われる老齢厚生年金または退職共済年金の一定額（雇用保険法等の一部改正により、平成15年5月からは最高で標準報酬月額6%相当額（平成15年4月以前は10%相当額））の支払いを停止することになりました。

① 失業給付との調整

○調整の基本的な仕組み

求職の申し込みを行った日の属する月の翌月から失業給付の受給期間が経過した日の属する月または所定給付日数を受け終わった日の属する月まで（これを「調整対象期間」といいます）、特別支給の老齢厚生年金が支給停止されます。ただし、調整対象期間において失業給付を受けた日とみなされる日およびそれに準ずる日が1日もない月がある場合、その月分についての特別支給の老齢厚生年金が、3か月程度後に支払われます。→右図〈例〉

*受給期間が経過した日…受給期間満了日の翌日
所定給付日数を受け終わった日…最後の失業認定日



○事後精算について

調整対象期間中において、失業給付を受けた日とみなされる日やこれに準ずる日が1日でもある月については特別支給の老齢厚生年金が支給停止されることがありますが、同じ日数分の失業給付を受給した場合でも、人によって年金の支給停止月数が異なるという不合理なケースが生じます。このため、失業給付の受給期間が経過した日（または所定給付日数を受け終わった日）において、一定の調整が行われます。これを、事後精算といいます。

事後精算の仕組み

失業給付の受給期間が経過した日（または所定給付日数を受け終わった日）において、次の式※1で計算した支給停止解除月数が1以上である場合には、その月数分の年金停止が解除され、直近の年金停止月より順次前にさかのぼって特別支給の老齢厚生年金が支払われます。

※1

支給停止解除月数＝

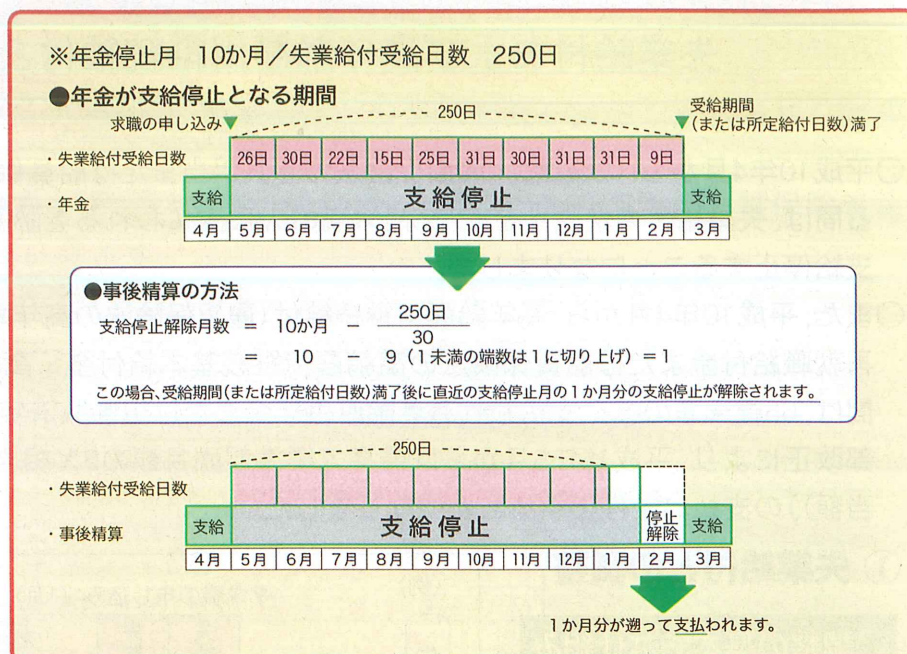
$$\text{年金停止月数} - \frac{\text{※2 失業給付の支給対象となった日数}}{30}$$

※2 失業給付の支給対象となった日数を30で除して得た数に1未満の端数が生じる場合は、その端数を1に切り上げます。

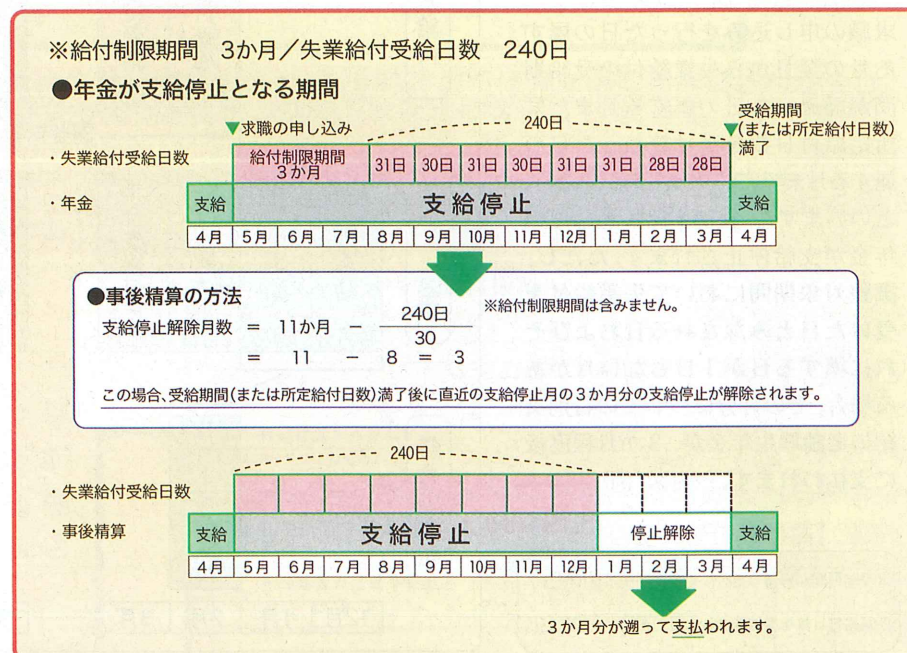
失業給付の支給対象となった日数には、待期間や自己都合で退職した場合の給付制限期間は含まれません。

事後精算の例

- (1) 失業給付の受給終了後、実際に失業給付を受給した期間を超えて年金が過剰に支給停止される結果とならないよう、事後的に精算を行います。

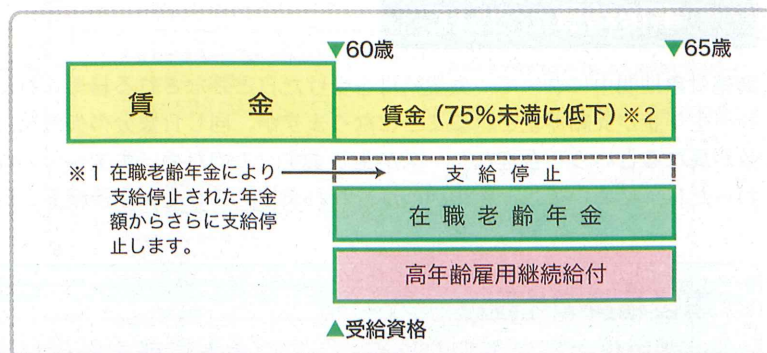


- (2) 事後精算は、失業給付を受けた日と見なされる日を月単位で計算し、多く停止しすぎている場合、事後的に支給停止解除を行う仕組みですが、この計算式に「準ずる日」は入らないため、給付制限期間の分は事後精算で支払われる可能性があります。



② 高年齢雇用継続給付との調整

高年齢雇用継続給付を受けられる場合は、総報酬月額相当額による調整(在職老齢年金)に加えて、さらに高年齢雇用継続給付の給付額に応じて年金額の一部が支給停止されます。支給停止される年金額は、最高で賃金(標準報酬月額)の6%(平成15年4月以前は10%)に当たる額です。



- ※1 支給停止される年金額は、最高で賃金(標準報酬月額)の6%(平成15年4月以前は10%)で、以下高年齢雇用継続給付の給付額の減少に応じて徐々に減少された額になります。
- ※2 平成15年4月以前は、(85%未満に低下)

雇用保険による給付と年金保険による給付との調整にかかる事務が円滑に行われるよう、みなさまのご理解とご協力をお願いします。